

横浜市立 笹下中学校

学校防災計画(要約版)

～地域との連携・協働による

安全・安心な学校づくりのために～

横浜市立笹下中学校

平成23年9月策定

目 次

- 1 日常の防災体制
- 2 東海地震警戒宣言発表時の生徒への対応
- 3 大規模地震発生時の笹下中学校における初期対応
- 4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応
 - (1) 場所別・時間帯別の対応
 - (2) 生徒の預かり、引き渡しへの対応
- 5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

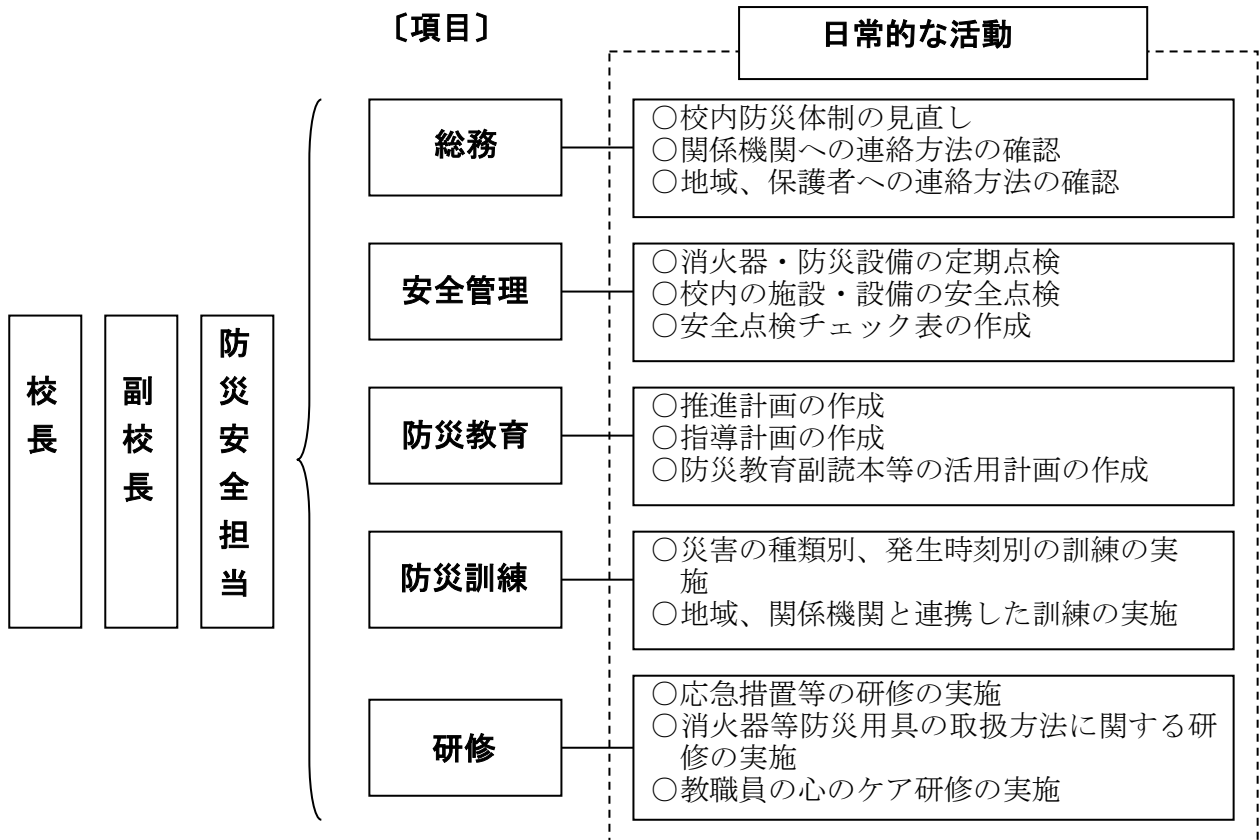
1 日常における学校防災対策

(1) 学校防災委員会の組織・任務

【構成員】 学校長・副校長・保健指導部職員

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力



(2) 安全点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検

①安全点検のねらい

※校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

また、各点検で、改修等の必要があると判断した場合には、すみやかに教育施設課に報告、改修を要請する。

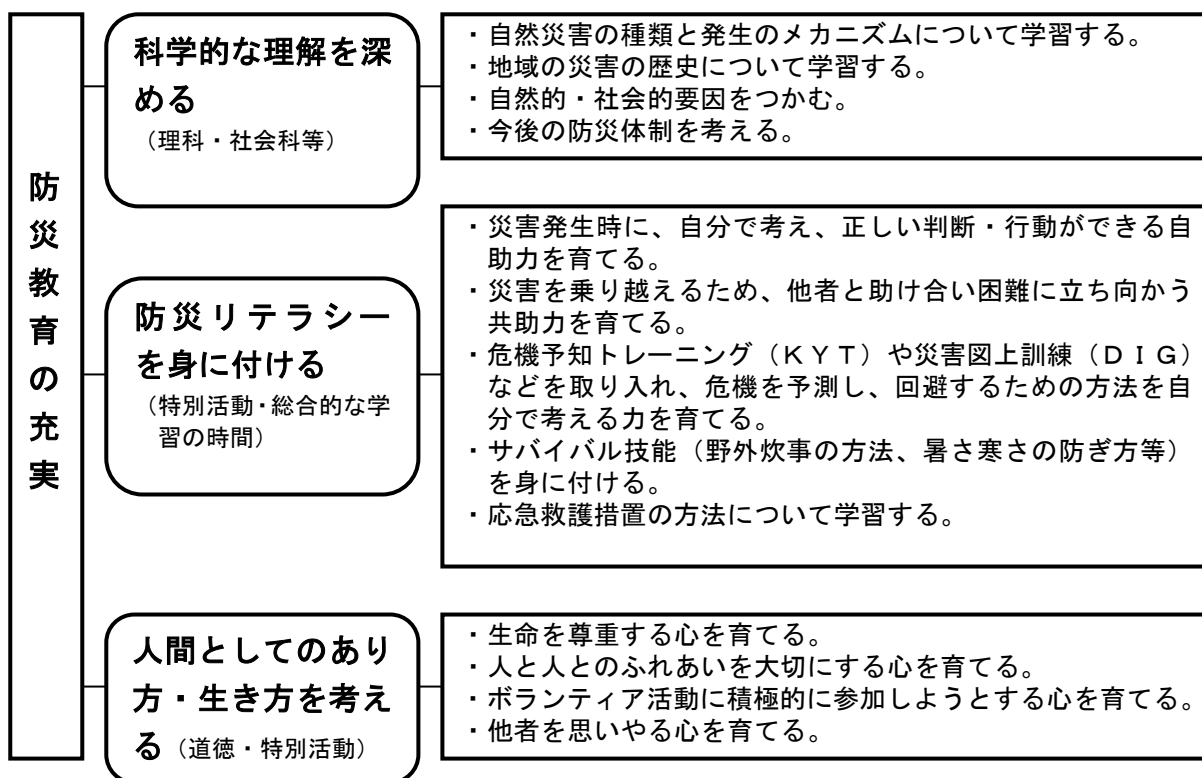
②実施方法

- ・毎月月末に点検し、点検表を係まで提出する。
- ・点検項目は、別紙を参照する。

③防災設備等の点検

④避難経路の点検・改善

(3) 防災教育



(4) 防災訓練 (年間実施計画)

① 防災訓練の目的

- ア 防災教育の指導内容の実践的な理解を深める
- イ 生徒の危機回避能力の向上
- ウ 教職員の防災対応能力の向上
- エ 地域の防災力との連携を深める

② 防災訓練の充実

※企画運営に関する留意点

震災のときに守られる側から助ける側に回るという発想

から、生徒の発達段階に応じてできることを考えたり、体験したりする機会を作る。

③ 防災訓練の年間計画

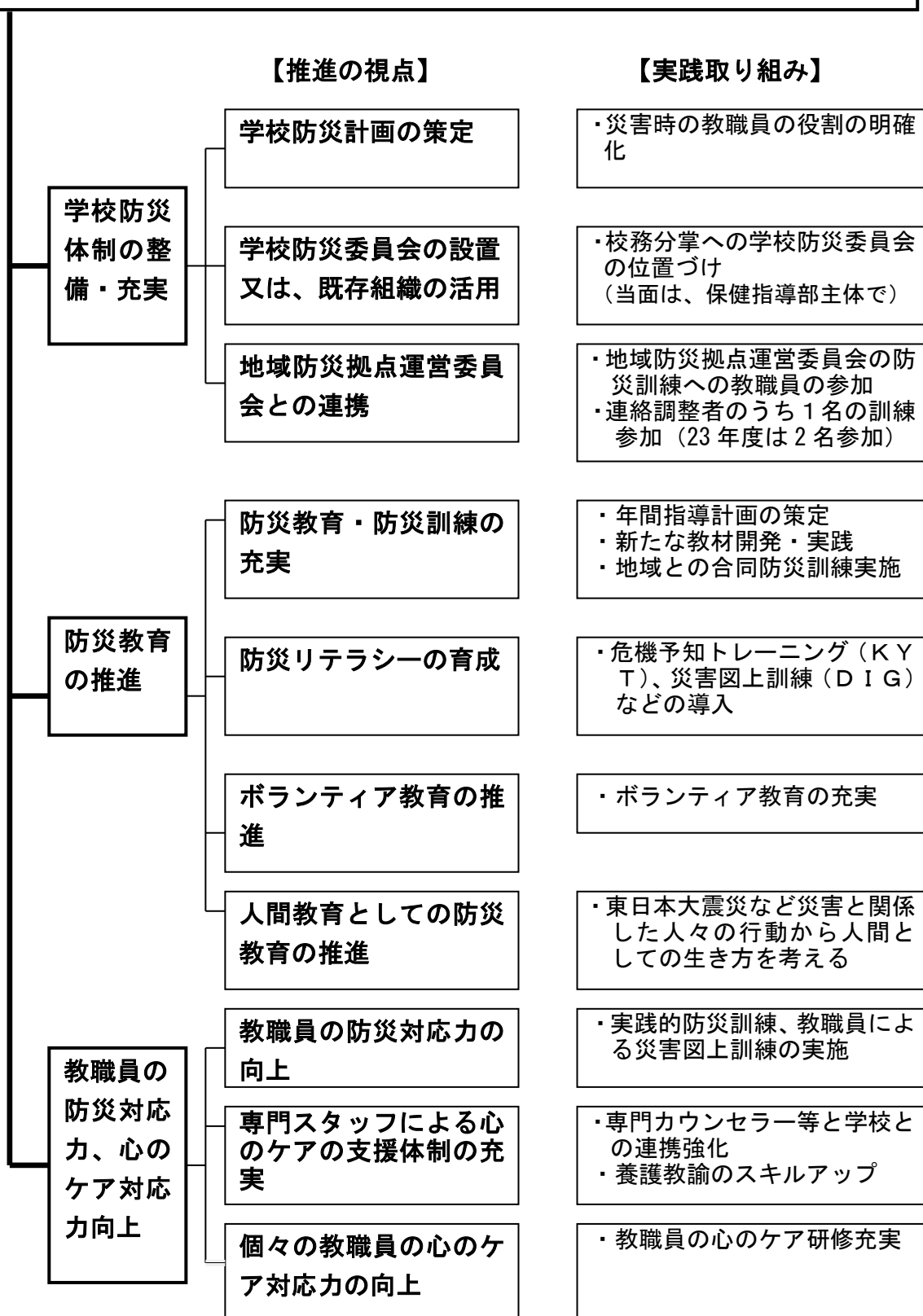
別表参照

(5) 教職員研修 (年間実施計画)

- ① 防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上を図る
- ② 校内研修の実施
- ③ 教育委員会事務局が実施する研修への参加を推進する。
- ④ 応急救護処置の技能を習得する研修

大震災の歴史に学び、生き抜く力を育む

笹下中学校における防災教育・訓練・研修の推進



2 東海地震警戒宣言発表時の生徒への対応

(1) 「東海地震に関連する情報」について横浜市の対応

- ① 「東海地震に関連する情報」は、
- ・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
 - ・「東海地震注意情報」
 - ・「東海地震予知情報」の3つのレベルに分けられる。

予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令するが、本市は指定地区外となっている。

しかし、本市は、これら強化地域に近接しており、東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、**強化地域に準じて対策を講じること**としている。

(2) 基本的対応について（概要）

	市の対応	学校の動員体制	学校における生徒等に対する措置
調査情報 (臨時)	警戒体制※		※警戒体制は、気象庁から発表される「東海地震に関連する調査情報（終了）」をもって廃止
注意情報	市（及び区）警戒本部の設置 （経営責任職・運営責任職）	校長・副校長	在校時 は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。 （ア）学校、地域、児童生徒の実態に応じ、状況によって学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	市（及び区）災害対策本部の設置 <u>（全員配備）</u>	<u>全員配備</u> 勤務時間外において警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自発的に参集する。	（イ）連絡がとれない家庭、留守家庭等の児童生徒については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。 （ウ）市外等遠隔地からの通学者については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。 通学中又は在宅中に注意情報又は警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。 なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。 ※情報の伝達 （ア）来校者、児童生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。 （イ）冷静な行動、とるべき措置について周知する。

3 大規模地震発生時の笹下中学校における初期対応

(1) 大規模地震の定義

大規模地震とは、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である、

「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」

※ 注意

笹下中学区内および港南区の他の地域が震度5強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、市内全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

(2) 震度及び津波情報等の情報収集

(3) 津波への対応

本校においては、津波被害における避難は、想定しないものとするが、学区内にある日下小学校では、大津波警報発表に対応した避難を想定している。これは、大岡川分水路が付近にあり、逆流による水害を想定してのことである。

したがって、本校においても生徒宅への被害や、登下校中の生徒の安全を確保するために、次のことを考慮すべきである。

登下校時の発災に備え、通学路周辺の、避難が可能な場所（標高5m以上）や堅牢な建物（4階建て以上の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の3階以上を目安に）についても確認をしておくこと。

(4) 学校災害対策本部の設置

①学校災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・ 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- ・ 東海地震「警戒宣言」が発令された場合

職員は、震度5強の地震が起こった場合、全員が所属する学校に参集するが、出張等で不在の場合、夜間・休日等で教職員の参集に時間がかかっている場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるようにする。

②学校災害対策本部の組織

総括本部 本部長 校長 副校長	○校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○非常持ち出し書類等を搬出。 ○報道関係等の対応。
--	---

避難誘導・ 安否確認班 学年主任 各担任	○地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、生徒の安全確保、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所（津波が想定される場合はあらかじめ定められた場所）への避難誘導を行う。 ○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒、教職員の被災状況及びその安否を早急を確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。
消火・ 安全点検班	○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・ 救急医療班	○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。
[時点・状況の変化により適宜編成]	
住民対応・避難 場所支援班	○学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。

28年度の連絡調整者

※夜間・休業日に大地震が発生した場合に、笹下中学校に参集する。

(5) 大規模地震発生時の保護者等への情報発信

① 学校ホームページの活用

既設の笹下中学校ホームページを活用し、預かり状況等を情報発信する。

その際、画像等の掲載（個人情報等には十分配慮した上で）等を併せて利用し、発信情報の充実に努める。

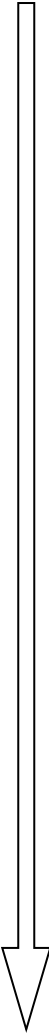
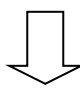
ホームページの作成については、教職員の中からホームページ作成担当者を決め、発災時は作成担当が情報発信を行う。

② 緊急連絡用メールリングリストの活用

既設の緊急連絡用メール配信サービスを活用し、預かり状況等を情報発信する。

ただし、メール配信については、東日本大震災の際にも利用したが、電話回線の混乱から、メールの着信が地震発生の翌日以降であった。このように即時性という点に難点があることを十分に配慮していくこととする。

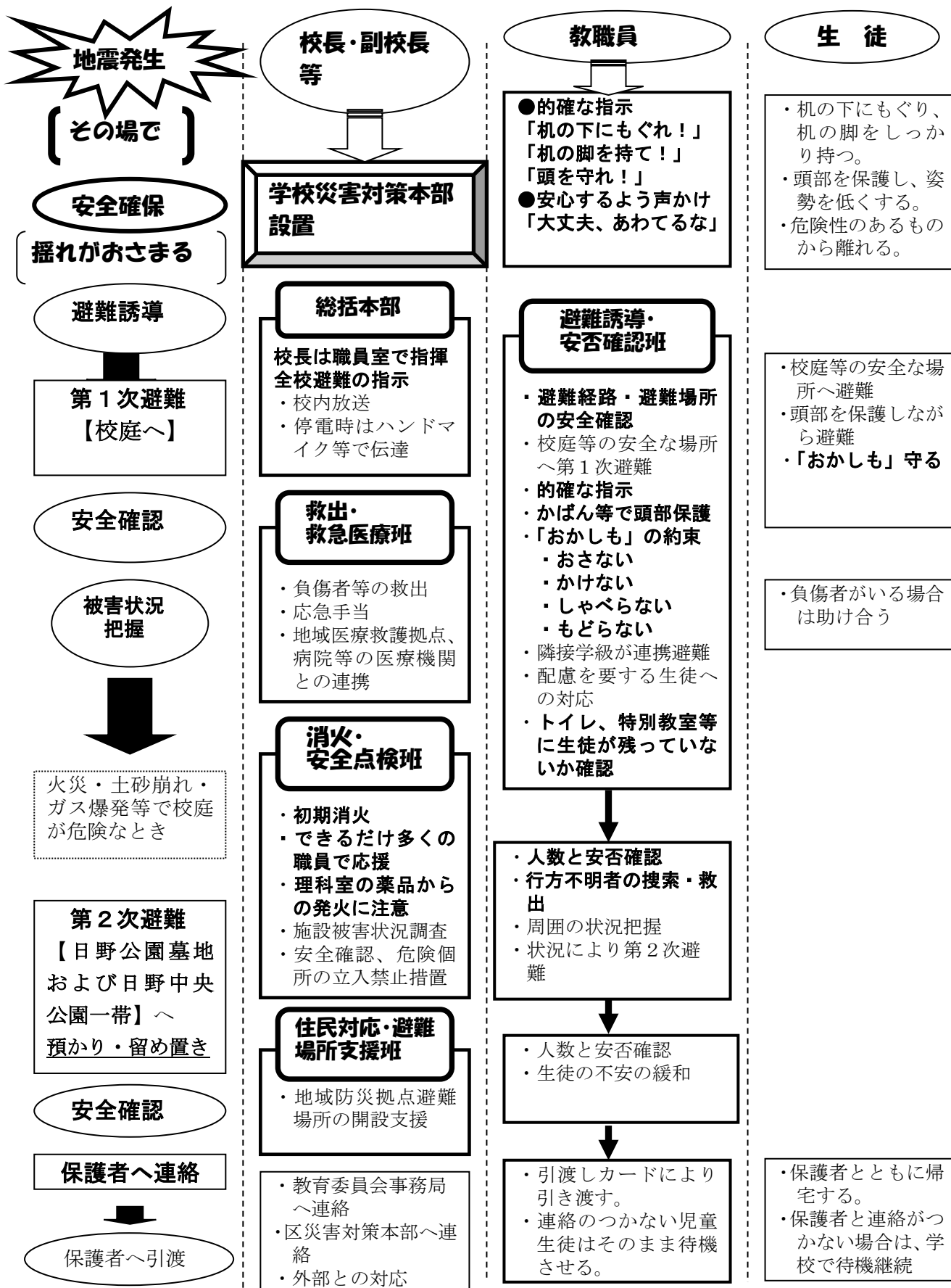
(6) 地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
<p>地震発生</p>  <p>保護者への引渡し</p>	学校	総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話
		避難誘導・安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への生徒の引渡し ○保護者の迎えがない生徒の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の生徒・教職員を総括本部に報告 ・生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引渡、クラスの出席簿、生徒引渡しカード 集合場所のクラス配置図
		消火・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト
		救出・救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 <ul style="list-style-type: none"> ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布、かたてこ、
<p>引渡し後</p>  <p>3日目</p>	学校	住民対応・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
	学校	教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の安全点検 ○生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応

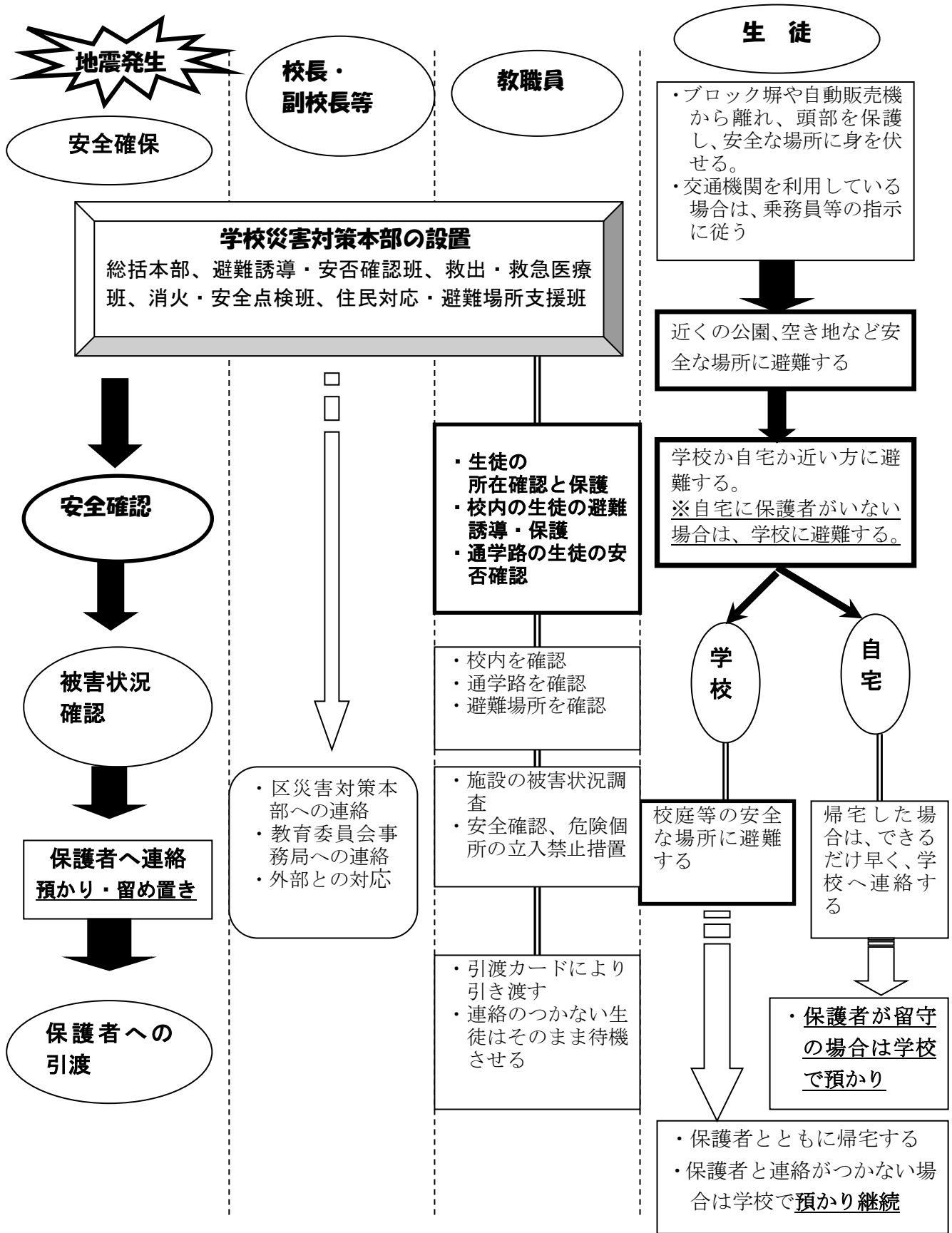
4日目以降	学校	教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○生徒の転出入事務
7日目まで		学校再開準備班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応

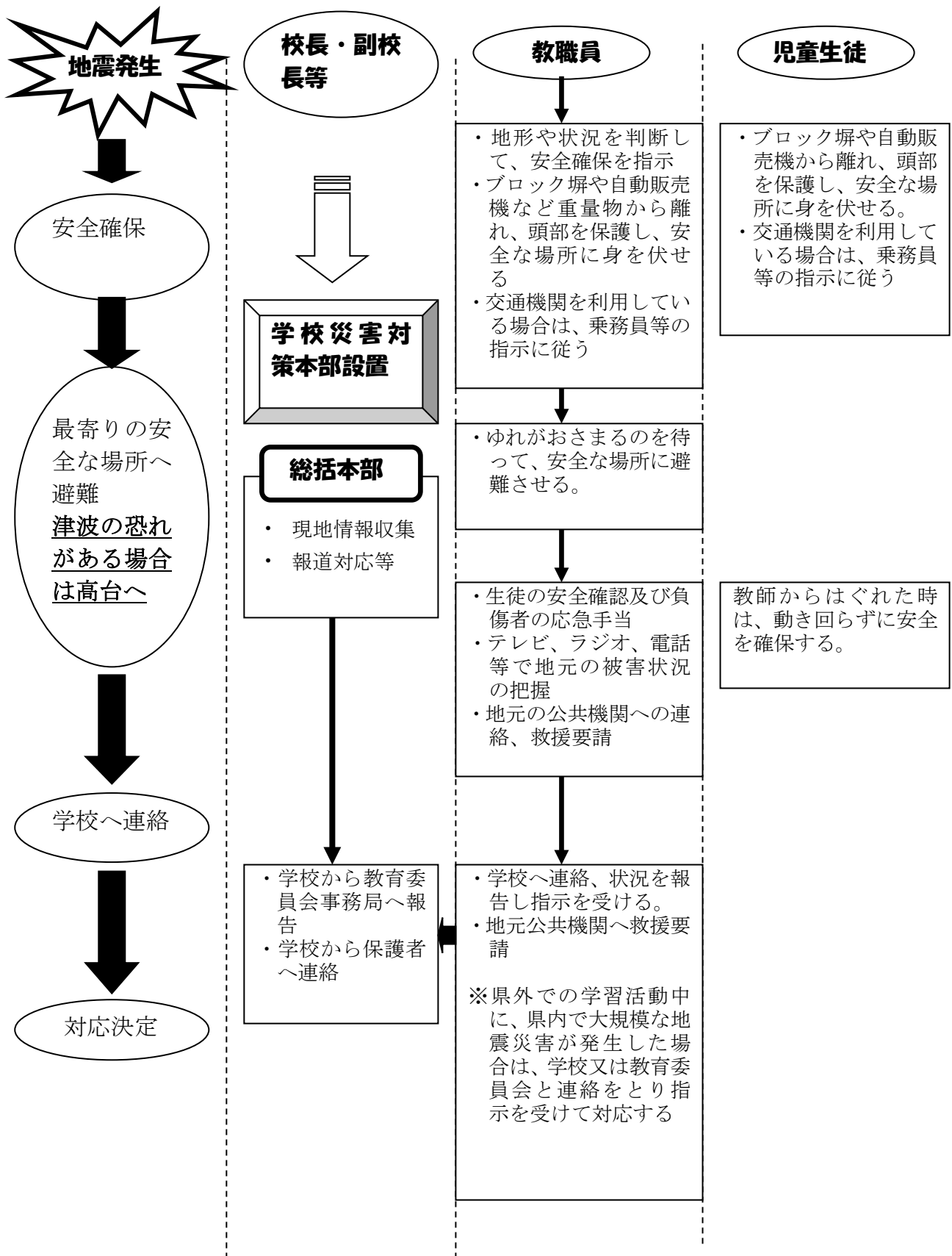
授業中の対応



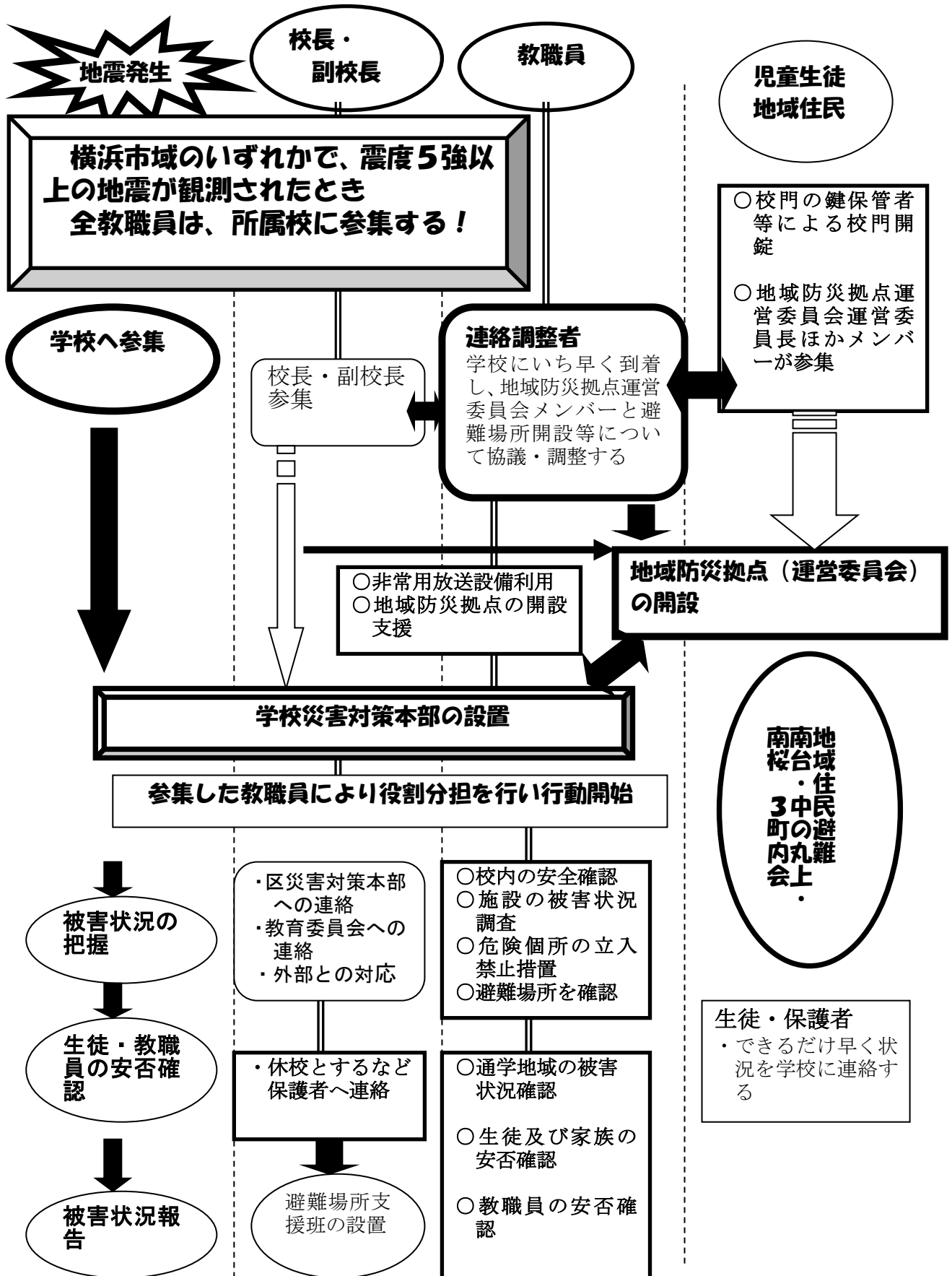
放課後・登下校時・通学路で



校外学習・遠足・修学旅行等の時



休日・夜間など勤務時間外



地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ かばん、厚めの冊子等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 「お・か・し・も」の約束 </div> </div> <p>※ 笹下中学校以外の場所では、津波避難等、災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、<u>適切な判断と指示が重要</u>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。<u>(※津波避難等直ちに移動する場合もある)</u>
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、かばんや厚めの冊子などで頭を守らせる。 <p>【指示例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫、あわてるな」 ・「静かにして、落ち着け」 ・「外に出るな」 ・「机の下にもぐれ」 ・「かばんなどで頭を保護しろ」 ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げて、じっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れがおさまったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストープ等の火気使用中の場合は、生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館（格技場）・校庭・中庭にいる時】	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設からすばやく離れ中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場で待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時

教職員の指示と行動

- 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
- 海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
- 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
- あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
- 携帯ラジオ等で正確な情報収集に努め、その後の行動について、判断し指示する。また、自治体の防災無線の借用や、警察等の支援を積極的に受ける。

休憩時間中や放課後の部活動の時

教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

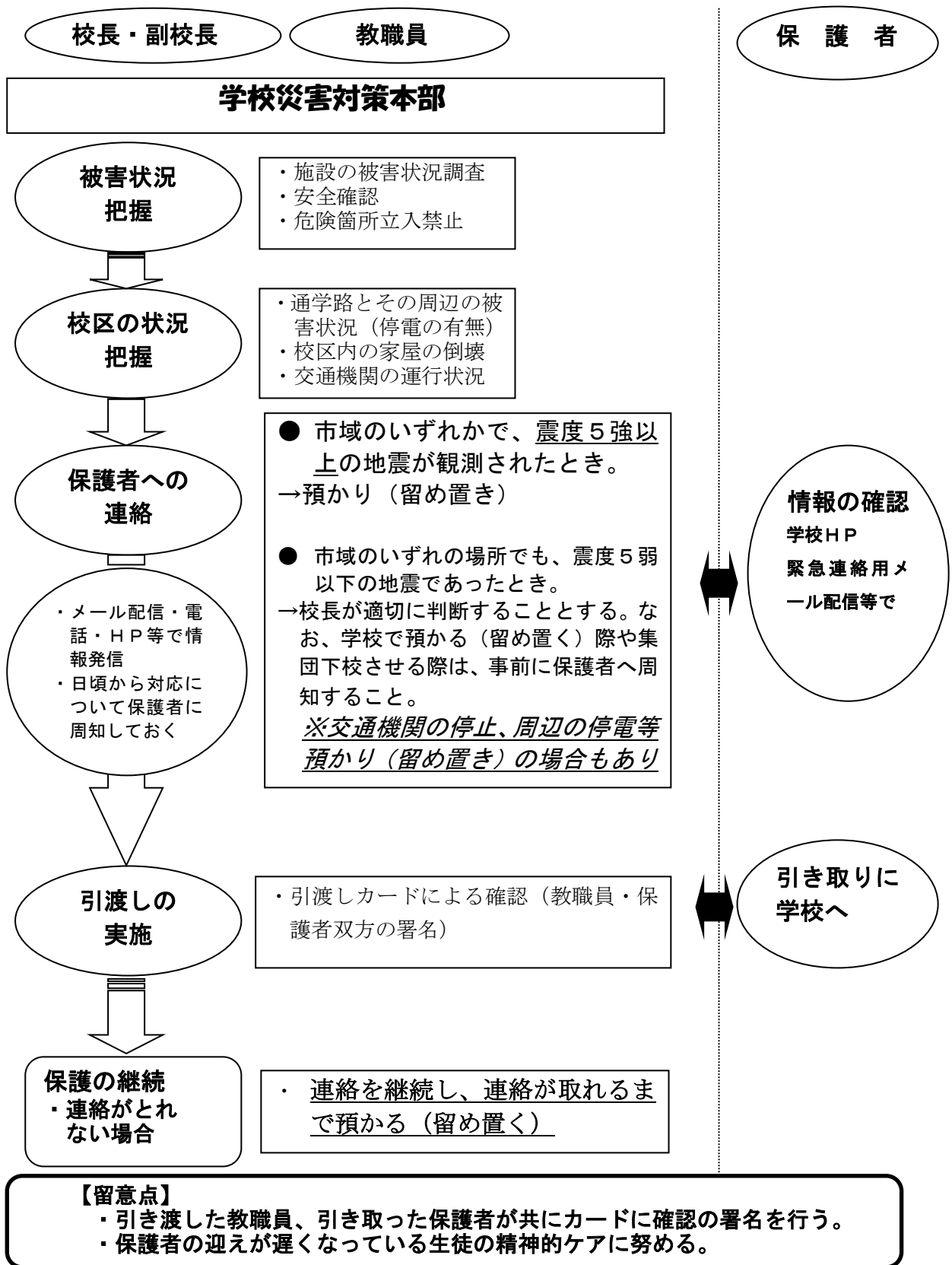
登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従う。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭へのせ、すばやくその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる。
- 海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ速く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、たれさがった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

引き渡しまでの流れ



生徒引き渡し・緊急時連絡カード

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組 番
住所					
保護者氏名		関係		電話	
保護者 緊急時連絡先	自宅以外の電話 (— —) 【 】 携帯電話 (— —) 【 】				
引き渡し場所 (避難場所)					
保護者以外の 引き取り者及び 連絡先				本人との関係	
引き渡し日時	月 日 時 分			教職員名	
特記事項	※預かり、引き渡しの個別対応等がある場合に記載してください。				

5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

(1) 笹下中学校が避難場所に指定されている地域

南台町内会・**中の丸上町内会**・**南桜町内会**

※ ただし、区災害対策本部の指示に応じて、他地区や帰宅困難者の受け入れを行うこともある。

(2) 連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

① 連絡調整者の基本的役割

ア 笹下中学校では、教職員の中から学校に早く到達できる順に3名を連絡調整者として指名している。

イ 連絡調整者は、横浜市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合において、いち早く所属校に駆けつけ、校長・副校長が所属校に到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

② 避難場所である体育館への避難者の誘導支援等

ア 連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。

イ 連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。

ウ 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

エ 連絡調整者は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

③ 校長・副校長への報告

校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、校長・副校長に報告する。

(3) 地域防災拠点（震災時避難場所）開設への備え

(4) 帰宅困難者への備え

帰宅困難者については、原則、帰宅困難者へ開放される近隣の施設を案内する。

やむを得ず受け入れなければならない場合の対応については、今後、予め区・学校で十分に協議したうえで、その内容を運営委員会へ周知しておくこと。

(5) 住民対応・避難場所支援班の設置

① 住民対応・避難場所支援班の設置

② 住民対応・避難場所支援班の役割

ア 避難住民の誘導

イ 放送設備の使用についての対応

ウ 避難場所の整備、割り振り

(ア) 避難スペース等の調整

(イ) 避難場所の清掃支援

(ウ) トイレの使用確保

エ 負傷者の応急手当

オ その他避難場所運営支援

(ア) 基本的には、アからエの業務が中心となる。しかし、**災害発生直後の初期対応の段階では、区本部職員（拠点班）や地域防災拠点の運営委員等の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・避難所の運営を行わなければならない場合がある。**

その場合には、校長等がリーダーシップを発揮して、住民対応・避難場所支援班の人員体制を強化する。

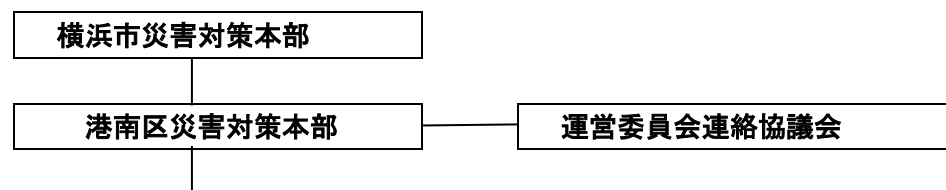
具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理などが考えられる。

(イ) 各教職員も、震災時に地域防災拠点運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。

(ウ) そのために、各教職員も地域防災拠点運営委員会が実施する防災訓練に参加するなど日頃からの積み重ねが必要である。なお、連絡調整者のうち、原則として1名は地域の防災拠点訓練に参加し、災害時の具体的な対応について確認することとする。（平成21年7月15日教総第544号、平成21年12月4日教総第1198号参照）

(エ) **地域住民の活動の充実、行政職員の応援強化、災害ボランティアの増援などにより地域防災拠点運営委員会の体制が強化されてきた場合には、発災後4日から1週間程度を一応の目安として、支援体制を見直し、教育再開の準備に重点を置いた人員配置体制に移行していく。**

(6) 地域防災拠点運営委員会の組織と動き



平成23年度 港南区笹下中学校地域防災拠点 運営委員会 事務局			
運営委員長 原田 鉱司 氏 (南台町内会長)	副委員長 柿沼 恵子 氏 (中の丸上町内会長)	副委員長 佐藤 昇 氏 (南桜町内会長)	副委員長 法村 盛郎 氏 (笹下中学校校長)
学校施設管理者 法村 盛郎 氏 (笹下中学校校長)	行政職員 原田 夏美 氏 (港南区保健年金課給付係長)		
○鍵の開錠、○避難場所の開設、○避難場所の運営、○本部運営会議の招集、○避難場所運営本部の縮小及び解散			
庶務班	○避難場所運営に関する総合調整（本部運営会議の開催など） ○区本部との連絡調整（第1報〈速報〉及び定期報告など） ○ボランティアに関する業務（受付、各班への振分けなど） ○避難場所でのルール策定（ゴミ処理の当番制、ペット対策など） ○その他、他の班に属さないこと		
情報班	○避難場所の情報管理に関する活動（学校施設の安全確認を含む） ○避難場所内での情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声、通訳など） ○避難者の受入（スペース等の振分けなど） ○避難者名簿に関する業務（行政職員と協力） ○避難場所周辺状況の確認（近隣の避難場所の状況把握を含む）		
救出救護班	○被災者の救出活動（消防などの救助隊への協力） ○被災者への応急救護に関する活動（傷病の重度～軽度の把握など） ○傷病者の地域医療救護拠点への搬送 ○避難場所周辺（被災）状況の確認 ○地域防災拠点や周辺地域への巡回警備、在宅者への訪問・援助		
食料物資班	○水の確保（飲料水、生活用水、トイレ用水など） ○トイレの確保（学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取り決め） ○備蓄品リストの作成及び更新 ○食料の調達・配付（在宅・周辺被災者への配布）及び防疫対策 ○救援物資の確保・配付などの管理		
学校再開準備班	○ 教育再開の準備に向け、学校長が状況を踏まえ教職員等により構成		

【地域防災拠点の動きのポイント】

校門の鍵の開錠

1 鍵の開錠

(1) 学校開校時（平日昼間）

教職員は、児童生徒の安全確保のため校庭等あらかじめ定めた場所に誘導後、保護者を待って児童生徒を引き渡す。混乱を避けるため、避難者と児童生徒を区別する。

地域防災拠点運営委員会は、教職員と連携し、校門の鍵を開錠し、避難者を校庭に地区別などに集合させ、待機してもらおう。（あらかじめ待機場所を指定する。）

避難場所をあらかじめ指定する。第1次的には、体育館などが想定される。

(2) 学校閉校時（休日・夜間）

あらかじめ指名された連絡調整者など教職員、または鍵を保管している地域防災拠点運営委員会委員などが、直ちに学校に参集し、周辺地区の被害状況や避難者の集結状況により、速やかに校門の鍵を開け、避難者を校庭に誘導する。

降雨の場合は、雨を避けられる場所に誘導する。傷病者や要介護者を優先してスペースを確保する。

2 鍵の管理者

「鍵管理ガイドライン」を参考に、地域防災拠点運営委員会の中から管理者を選定し、厳正に扱うとともに、定期的に関錠訓練する。

3 火災などの安全確認

校庭の亀裂や校舎の火災や損傷が大きい場合、あるいは、周囲に大火災が迫っている場合は、他の避難場所や広域避難場所へ一時的に避難誘導する。

4 部屋割り、スペース割

5 車両等制限

6 非常用放送設備

体育館・校舎など学校施設の安全確認

1 地域住民の避難誘導

(1) 校庭や周辺の安全確認は、2人以上の組を編成し、ヘルメット・軍手など装備して行う。

(2) 校庭で、自治会町内会別（地区別）に、あらかじめ決められている場所に集合して、待機するよう指示する。（地区別プラカードなどを準備）

(3) 降雨の場合は、体育館など雨をしのげる場所に一時的に待機する。

(4) 傷病者は、保健室に近い場所にとりあえず誘導する。

2 建物の安全確認

(1) 2人以上で棟別などに組を編成し、学校平面図に安全確認の結果を記録する。

(2) 装備はヘルメット、軍手、懐中電灯、学校平面図、部屋別被害記録用紙、画板、筆記用具など

3 広域避難場所

火災の延焼拡大により、避難場所が危険と判断される場合は、避難者を広域避難場所へ誘導し、火災が鎮火して安全が確認できたら、再び地域防災拠点へ誘導する。

笹下中学校区の広域避難場所は

日野公園墓地および日野中央公園一帯